

## 補助金算定表

(単位:円)

区分			工事基準額	
バリアフリー改修工事	便所の改修	床面積の増加 (増加部分のみ対象)	( ) m <sup>2</sup> × 260,600	
		便器の取替え	( ) 箇所 × 359,700	
	階段勾配の緩和 (手すりは、手すりの設置で計上)		( ) 箇所 × 585,000	
	段差解消 (施工面積の合計)		( ) m <sup>2</sup> × 35,100	
	玄関前スロープの設置		( ) 箇所	
	通路の拡幅 (施工面積)		( ) m <sup>2</sup> × 166,100	
	手すりの設置 (屋外を含む) (各居室および階段・通路などの合計)	1.5m未満	( ) 箇所 × 32,800	
		1.5m以上	( ) m × 19,600	
	出入口の改修	出入口の拡幅	( ) 箇所 × 189,200	
		建具形状の変更	( ) 箇所 × 149,700	
【補助対象費用 小計】			①	
省エネ改修工事	浴室の全面改修	室内面積	2.0m <sup>2</sup> 未満	( ) 箇所 × 952,800
			2.0m <sup>2</sup> 以上, 2.55m <sup>2</sup> 未満	( ) 箇所 × 986,900
			2.55m <sup>2</sup> 以上	( ) 箇所 × 1,014,200
	開口部の断熱改修	外窓の交換 内窓の新設 または交換	窓面積 0.2m <sup>2</sup> 以上, 1.6m <sup>2</sup> 未満	( ) 箇所 × 136,000
			1.6m <sup>2</sup> 以上, 2.8m <sup>2</sup> 未満	( ) 箇所 × 160,000
			2.8m <sup>2</sup> 以上	( ) 箇所 × 200,000
		玄関ドア等の交換	玄関ドア : 1.0m <sup>2</sup> 以上, 1.8m <sup>2</sup> 未満 引き戸 : 1.0m <sup>2</sup> 以上, 3.0m <sup>2</sup> 未満	( ) 箇所 × 256,000
			ドア : 1.8m <sup>2</sup> 以上 引き戸 : 3.0m <sup>2</sup> 以上	( ) 箇所 × 288,000
	壁の断熱改修	断熱材区分 : A～C 熱伝導率 : 0.052～0.035W/m・k		( ) m <sup>2</sup> × 168,000
		断熱材区分 : D～F 熱伝導率 : 0.034W/m・k以下		( ) m <sup>2</sup> × 252,000
	天井または屋根の断熱改修	断熱材区分 : A～C 熱伝導率 : 0.052～0.035W/m・k		( ) m <sup>2</sup> × 60,000
		断熱材区分 : D～F 熱伝導率 : 0.034W/m・k以下		( ) m <sup>2</sup> × 102,000
	床の断熱改修	断熱材区分 : A～C 熱伝導率 : 0.052～0.035W/m・k		( ) m <sup>2</sup> × 210,000
		断熱材区分 : D～F 熱伝導率 : 0.034W/m・k以下		( ) m <sup>2</sup> × 316,000
【補助対象費用 小計】			②	
補助対象額		工事基準額 (千円未満切り捨て)	③ (①+②)	
		見積額	④	
見積額(契約予定額)				
補助金の額 (・千円未満切り捨て ・限度額 20万円)		(③or④の少ない額×20%)		

## 耐震改修工事

見積額(契約予定額)	
補助対象額	⑤
補助金の額 (・千円未満切り捨て ・限度額 40万円)	(⑤×20%)

(注意事項)

1. 太枠で囲まれた「工事基準額」および「見積額」欄にそれぞれ記入してください。
2. 数量の欄には、工事基準に適合するものを下記に従って集計し、小数点第二位を切り捨てた数値を記入すること。（集計書等を添付すること。）  
なお、面積に係る数量の算出は、壁芯を基本とする。
3. 見積額の欄には、消費税相当額を含めた額を記入してください。  
また、見積額には当該工事の施工に係る付帯工事を含むことができます。
4. **便所の改修**
  - ① 床面積の増加の場合、増加する部分の床面積を記入すること。  
なお、「段差解消工事」と重複することはできません。
  - ② 便器の取替えの場合交換する便器の台数を記入すること。
5. **階段の勾配緩和工事**  
直上直下を連結する階段を「1」とした施工箇所数を記入すること。  
なお、手すりを設置する場合は、「手すりの設置」に加算してください。
6. **段差解消工事**  
壁または見切り等で仕切られた床面積を記入すること。  
なお、カーペット等のシート状の仕上材のみのを設置するもの、工事を伴わない段差解消板やスロープ等を設置するものは対象となりません。
7. **通路の拡幅工事**  
壁または見切り等で仕切られた床面積を記入すること。
8. **手すりの設置工事**  
1箇所あたりの手すりの長さが1.5m未満の場合は設置箇所数、1.5m以上の場合は長さの合計を記入すること。
9. **出入口の改修工事**
  - ① 出入口の拡幅の場合、施工する出入口の箇所数を記入すること。
  - ② 建具の形状の変更の場合、施工する出入口の箇所数を記入すること。
10. **浴室の全面改修**  
施工後の室内寸法（カタログなどの写しを添付）に応じた面積区分欄に応じ、浴室の室数を記入すること。  
なお、浴室に設置する手すりは「手すりの設置工事」の対象となりません。
11. **開口部の断熱改修**
  - ① 設置する開口部の枠を含めた寸法（カタログなどの写しを添付）に応じた面積区分欄に、窓の箇所数を記入すること。  
(窓面積はサッシ枠、ドア等面積は戸枠の枠外寸法とする。)
  - ② 玄関ドア等の交換の場合、一戸戸1箇所のみ対象とします。
12. **壁の断熱改修**
  - ① 壁の見付け面積から開口部を減じた面積を記入すること。
  - ② 見付け面積を算出する高さは、外部にあっては横架材間の距離とし、内部にあっては天井高さとすること。
13. **天井または屋根の断熱改修**  
壁等で仕切られた床面積から省エネ基準に適合しない部位（上階を有しているものなど）を減じた床面積を記入すること。
14. **床の断熱改修の数量について**  
施工面積を記入すること。
15. **見積額**  
見積額を記入すること。
16. **補助対象額**  
工事基準額の欄には各小計の合計、見積額の欄には見積額のうち補助対象に係る費用を記入してください。
17. **補助金の額**
  - ①バリアフリー改修工事、省エネ改修工事  
補助対象額の工事基準額③と見積額④を比較して安価となる額に20%を乗じた額を記入してください。ただし、限度額20万円を超えることはできません。（千円未満切り捨て）
  - ②耐震改修工事  
補助対象額⑤に20%を乗じた額を記入してください。ただし、限度額40万円を超えることはできません。（千円未満切り捨て）